

利用規約

NTT 西日本株式会社(以下「本サービス提供者」といいます。)は、その管理・運営する施設「QUINTBRIDGE」(以下「本施設」といいます。)及び本施設において提供されるサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用についての本サービス提供者と利用者との間の権利義務関係等に関し、次のとおり定めます。

第1条 利用目的

本施設は「既存の枠を超えてアイデアを創出する」「様々な企業、ベンチャー、自治体、大学等と手を取り合って社会課題を解決する」ことを目的とし、その目的のために利用されるものとします。

第2条 利用者

本施設を利用することができる方は、次のとおりです(以下、本条により本施設を利用することができる者を併せて「利用者」といいます。)

- (1) 別途定める会員規約(以下「会員規約」といいます。)に基づき本施設の個人会員となった会員本人(以下「個人会員」といいます。)
- (2) 会員規約に基づき本施設の法人会員となった会員(以下「法人会員」といい、個人会員と併せて「会員」といいます。)の役員、従業員、職員、教員及び構成員等のうち常勤の方の中から、法人会員が利用者として指定する方(以下「法人会員利用者」といいます。)。ただし、法人会員利用者として利用することのできる人数は、会員規約に定める数を上限とします。
- (3) 法人会員利用者の同伴者として本サービス提供者が認めた方。ただし、同伴者として利用することのできる人数は、会員規約に定める数を上限とします。
- (4) その他、本サービス提供者(その委託を受けた本施設の管理運営者を含みます。以下同じ。)が利用を認めた者

第3条 本サービスの内容

本サービスの内容は、次のとおりです。

- (1) 専有ルーム・ミーティングルームの利用
- (2) 機材・道具・加工スペースの利用
- (3) 会員が本施設内で実施するイベント等のための本施設及びその設備等の利用
- (4) その他、本サービス提供者が適宜提供するサービス

第4条 利用可能時間

本施設の利用可能時間は、別途定めるものとします。

第5条 利用料等

本サービス提供者は、利用者に対し、入会金、会費を請求することはありません。なお、別途定めるサービス案内(以下「サービス案内」といいます。)に従い、一部のプログラムへの参加や特定の施設の利用について利用料等の費用を負担することがあります。また、第3条第3号に定めるイベント等のうち参加費等を要するものに参加する利用者は、別途、イベント等の主催者に対して参加費等の費用を負担することがあります。

第6条 遵守事項

利用者は、本施設の利用にあたり、次の各号の事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとします。

- (1) 他の利用者と協調性をもって行動すること
- (2) 本施設並びに施設内の設備及び機器の利用につき、施設利用マニュアル等の記載を遵守すること
- (3) 本規約、関連諸規則、本施設従業員の指示を遵守すること

第7条 機器の利用

利用者が施設利用マニュアルに記載のある機器を利用する場合には、利用者は、同マニュアルに記載の条件、手順等に従うこととします。

第8条 施錠区画等の利用

本施設内には、セキュリティカードにより解錠する必要がある区画及び予約が必要な区画があります。利用者がこれらの区画を利用する場合、施設利用マニュアルに記載の条件等に従って利用するものとします。

第9条 セキュリティカードについて

本サービス提供者は、利用者に対し、必要に応じ、本施設内の施錠区画に立ち入るためのセキュリティカードを貸与することとします。利用者は、セキュリティカードの貸与を受ける場合、次の各号の事項をあらかじめ承諾し、遵守するものとします。本サービス提供者から貸与されたら常時身につけ、該当するスペースの利用終了後、速やかに本サービス提供者に返却することとします。

1. 折り曲げたり、穴をあけたり、強い磁気近づけたり、高温の場所に放置することを禁じます。
2. 他人への貸与及び譲渡はできないものとします。
3. 紛失した場合は、直ちに本サービス提供者に連絡することとします。
4. 紛失、破損した場合は、再発行手数料を請求します。

第10条 ロッカー利用

本施設に設置されたロッカーは、未使用の場合に限り、以下の条件にて個人会員及び法人会員利用者(以下「会員等」といいます。)並びに本サービス提供者が利用を認めた者が利用するこ

とができます。

- (1) 当日の利用可能時間内で利用することとし、日を跨いで利用しないこと。本施設利用終了時間までにロッカー内の荷物を全て持ち帰ること。
- (2) 利用可能時間外にロッカーが閉扉されている場合、本サービス提供者は利用者の同意なく開扉することができるものとします。
- (3) 利用可能時間外にロッカー内に残置された物は、第 14 条(遺失物の取扱い)に従い、本サービス提供者が保管することとします。
- (4) 次に掲げる行為は禁止します。

- ① 次に掲げる物をロッカーに収納すること
 - ・揮発性物質、爆発物等の危険物
 - ・臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗・変質もしくは破損しやすいもの、またはロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの
 - ・法律により所持または携帯を禁じられている物
 - ・その他利用ロッカーによる保管に適さないと認められた物
- ② ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること
- ③ 他の利用者が利用しているロッカーをその承諾を得ずに開扉すること
- ④ ロッカーを汚損し、またはき損すること
- ⑤ 前各号に類する行為を行うことにより他の利用者の迷惑となる行為をすること

第11条 イベント等

1. 利用者は、本施設内において、本サービス提供者の承諾を得た会員が主催するイベント等が行われることをあらかじめご承諾下さい。なお、イベント等は、本施設内の一部を利用して開催されます。
2. 本サービス提供者は、イベント等の開催状況をできる限り早期に会員等へ告知するものとします。
3. 会員等は、本施設内においてイベント等の実施を希望する場合、当該イベント等の内容詳細を本サービス提供者と事前に相談するものとします。その場合に、そのイベント等が本施設の主旨に合致すると本サービス提供者が認めるときは、会員等は、本施設のうち本サービス提供者が利用を認めた部分を利用することができます。実際の利用に際しては、本サービス提供者が定める利用条件等に則した利用を行なっていただきます。
4. 会員等や会員等が実施するイベント等に参加するゲストは、本施設内の活性化や施設の利用状況を発信する目的に必要な範囲において、動画・写真等を使用させていただく可能性があることにあらかじめご承諾下さい。
5. 本施設の活性化や会員等相互の親睦を図る目的において本サービス提供者が協力を求める場合、会員等は、本条に規定するイベント等において、当該イベント等について可能な範囲で協力を頂くようお願いいたします。

6. 会員は、本施設の活性化や会員相互の親睦を図る目的において、本施設が、会員間におけるコラボレーションを誘発し、事業共創を推進するための施設であることを充分理解し、本施設の発展に寄与して頂く事をお願い申し上げます。そのため、会員相互において、できる限り協力しあうこととします。

第12条 守秘義務

利用者は、本施設及び本サービスの利用にあたって知り得た本サービス提供者、法人会員、他の利用者または第三者の業務上、技術上、その他一切の秘密情報（以下「秘密情報」といいます。）を公表、漏洩、第三者へ開示してはならないこととします。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報にはあたらないものとします。

- (1) その情報を知った時に、既に公知の情報。
- (2) その情報を知った時に、既に利用者が適法に保有していた情報。
- (3) その情報を知った後に、利用者の責めによらず公知となった情報。

第13条 ごみ処理

1. 利用者は、使用したスペースを常に清潔に保つこととします。
2. 利用に伴い発生したごみ類等については、別途本サービス提供者の指示に従い処理等を行うものとする。

第14条 遺失物の取扱い

本施設内の遺失物・放置物については、原則として本施設にて保管いたします。一定期間保管後所轄警察署（都島警察署）に移管します。

第15条 セキュリティカメラ

1. 利用者はセキュリティカメラに関する以下の事項について、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 本施設内にセキュリティを目的としてカメラを設置していること。
 - (2) セキュリティカメラで撮影された映像（以下「撮影データ」といいます。）は、一定期間、本サービス提供者の業務委託先のサーバーに保存されること。
2. 本サービス提供者は、本施設の運営状況の確認、本規約の違反、盗難、火災等の有無、遺失物の確認及び警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを利用することとします。

第16条 休館

1. 本サービス提供者は、次の各号に該当する場合には、本施設の利用可能時間であっても、本施設の全部または一部について利用を停止すること（以下「休館」といいます。）ができます。この場合、利用者は本施設の全部または一部をご利用できませんのでご了承下さい。
 - (1) 機器等が不調・破損・メンテナンス等により使用できない場合

- (2) 本施設従業員が対応できないことにより機器等が使用できない場合
 - (3) 法定の定期点検等を行う場合
 - (4) 気象状況や災害により、利用者が安全に本施設を利用することができないと本サービス提供者が判断した場合
 - (5) 行政指導、法令の定め等の事由により本施設の利用が制限された場合
 - (6) 本施設またはその敷地内で改装、設備の改造または修理、その他の工事が行われる場合
 - (7) 本施設の敷地内でイベント等を行うことにより本サービス提供者が営業を行うことができないと判断した場合
 - (8) その他本サービス提供者が必要と判断したとき
2. 事前に休館が予定される場合、本サービス提供者は、原則として、会員等に対し、前日までにその内容を告知します。ただし、緊急の必要がある場合については、本サービス提供者は、事前告知を要しないものとします。

第17条 施設の閉鎖等

本サービス提供者は、次の各号に該当する場合、本施設の全部または一部を閉鎖し、また本サービスの提供を停止することができます。

- (1) 気象、災害等により本施設の利用が困難となり、相当長期間にわたり利用を再開することができないと本サービス提供者が判断した場合
- (2) 経営上、本施設の運営継続が困難と本サービス提供者が判断した場合

第18条 禁止事項

本施設内及び本施設周辺において、利用者による次の各号に該当する行為を禁止します。

- (1) 利用可能時間外の本施設への立入り
- (2) 16歳未満の方が19時以降、18歳未満の方が22時以降、本施設を利用すること
- (3) 本サービス提供者が定める立入禁止場所への立入り
- (4) 本施設内の設備・器具・備品その他本施設が管理する物品の破損、破壊・盗難等
- (5) 本施設の内部及び外部に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る行為
- (6) 本施設内での喫煙
- (7) 本施設利用マニュアルに反して吸い殻、紙くず、塵芥その他のごみを廃棄し、またはごみを放置すること
- (8) 本施設内の施錠区画に立ち入るためのセキュリティカード(本サービス提供者から貸与を受けたか否かを問わない。)の複製行為
- (9) 本サービス提供者の許可なく、本施設の住所及び名称を用いた名刺を含む印刷物を作成し、またはホームページ等の電子媒体に掲載する行為
- (10) 秘密情報を無断で利用し、または第三者に開示、漏洩する行為
- (11) 本施設内での動物の飼育や本施設内への動物の持ち込み(本サービス提供者の許可を得

た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)

- (12) 本サービス提供者の許可なく本施設において物品の売買、役務の提供やその営業行為、勧誘をすること
- (13) 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む。)や政治活動、署名活動、宗教活動(ただし、個人による礼拝等、利用者個人限りの宗教活動は除きます。)をすること(本施設の目的に則った活動は除く)
- (14) 本施設内で、ネットワークビジネス、MLM(マルチレベルマーケティング)、マルチ商法、保険、情報教材等の販売、勧誘、斡旋、その他会員が希望しない営業活動等の行為
- (15) 他の利用者に対する迷惑行為及び本施設の利用を妨げる行為
- (16) 本施設従業員に対して、正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本施設従業員を拘束する等の業務妨害行為及び迷惑行為
- (17) 本施設の秩序を乱す行為
- (18) 他の利用者や本施設従業員、本施設、本サービス提供者を誹謗、中傷すること
- (19) 他の利用者や本施設従業員に対する暴力行為、脅迫行為等
- (20) 他の利用者や本施設従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- (21) 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為
- (22) 本施設内で薬物または銃器等の違法な物品の授受
- (23) 危険物(火薬類、爆発性物質その他本サービス提供者が危険と判断したもの。)を本施設内に持ち込むこと
- (24) 本施設内において、法令などに違反する行為
- (25) 反社会的暴力的猟奇的な情報の発信をする行為
- (26) その他本サービス提供者が不適切とする行為

第19条 入館禁止・退場・施設利用制限

本サービス提供者は、次の各号に定める事由があり、またはそのおそれがあると認められる場合には、利用者に対し、本施設への入館禁止、退場その他本施設の利用制限を命じることができ、利用者は直ちにその命令に従うこととします。

- (1) 本施設内の混雑状況等に応じて本施設の利用を制限する必要があると本サービス提供者が認めた場合
- (2) 利用者が本規約、関連諸規則及び本施設利用マニュアルを遵守しない場合
- (3) 利用者が本施設従業員の指示に従わない場合
- (4) 利用者について、本施設が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断した場合
- (5) 利用者が過去に本施設で除名処分を受けたことがある場合(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した場合を含む。)
- (6) 利用者が前条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合
- (7) 利用者が反社会的勢力(第22条第1項で定義する。)に該当する場合

(8) その他本サービス提供者が本施設の利用を不適切と判断した場合

第20条 損害賠償

1. 本施設において、会員等が故意または過失により、本施設または本施設に付帯する設備等、本サービス提供者、他の利用者または第三者に損害を与えた場合、会員等は速やかにその旨を本サービス提供者に対し通知することとします。
2. 利用者が本サービス提供者に損害を与えた場合には、利用者は、本サービス提供者の請求に従い、直ちに、利用者の責任と費用負担で当該損害を賠償することとします。
3. 利用者が本サービス提供者以外の者に損害を与えた場合には、利用者は誠実に対処し、自ら責任を持って解決するものとし、本サービス提供者に迷惑及び損害をかけないものとします。

第21条 免責事項

1. 本サービス提供者は、故意または過失ある場合を除き、次に掲げる事由により利用者（法人会員利用者を除く。）が被った損害について、その責を負わないこととします。ただし、本サービス提供者に過失（重過失を除く）がある場合、本サービス提供者は、利用者に現実に生じた通常かつ直接の範囲の損害に限り責任を負うものとします。
 - (1) 地震、水害等の天変地異、感染症の拡大、火災、交通機関の乱れ、暴徒または盗難、IT インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調、損壊または故障、偶発事故による損害（データの滅失、毀損、または漏洩及びその結果発生する直接あるいは間接の損害を含みます。）
 - (2) 本施設の利用者その他の第三者により被った損害
 - (3) 本施設利用マニュアルによる適切な利用方法からの逸脱した利用により被った被害
 - (4) 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守作業、修理・変更等に伴い生じた損害
2. 本サービス提供者は、故意または重過失ある場合を除き、前項各号に掲げる事由により法人会員及び法人会員利用者が被った損害について、その責を負わないこととします。

第22条 反社会的勢力の排除等

1. 利用者は、本サービス提供者に対し、次の各号の事項を表明し保証することとします。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと
2. 前項のほか、利用者は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行おう予定がないことを表明し、保証することとします。
 - (1) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

- (2) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
- (3) 偽計または威力を用いて本サービス提供者の業務を妨害し、または本サービス提供者の信用を毀損する行為
- (4) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為
- (5) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
- (6) 反社会的勢力が会員の事業に関与する行為

第23条 個人情報保護

1. 本サービス提供者は、本施設の運営を円滑に行うために、利用者の氏名・名称、郵便番号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレスなどの情報を取得し、利用します。本サービス提供者は、会員登録、本施設利用及びイベント等の参加に際して利用者から取得した個人情報を、NTT 西日本株式会社のプライバシーポリシーに従い、適切かつ厳重に管理し、取り扱います。なお、会員本人または法人会員について同一の法人に所属する方からの申し出に限り、イベント等の申込みや本施設の利用状況等の情報を開示する場合があります。

NTT 西日本株式会社 プライバシーポリシー

<https://www.ntt-west.co.jp/share/privacy.html>

2. 本サービス提供者は、事前に利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報を、本サービス提供者が定める方法により、他の利用者に開示することがあります。

第24条 規約の改定

1. 本サービス提供者は、必要に応じて本規約の変更または新たに規則・注意事項などを定めることができることとし、利用者に対し、本サービス提供者が定める方法により、あらかじめその旨を告知または通知するものとします。
2. 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

第25条 優先適用

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先されることとします。ただし、本規約と会員規約に齟齬が生じた場合には、会員規約が優先されることとします。

第26条 紛争の解決

1. 本規約について紛争が生じたときは、本サービス提供者、利用者ともに誠意をもって協議し定めるものとします。
2. 前項の協議が整わなかった場合、本規約に関する訴訟については、本サービス提供者の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 準拠法

本規約に関して、日本国の法律に拘束されることに同意するものとします。

第28条 適用日

本規約は、2025 年 7 月 1 日より適用します。